

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課 O N S E N ツ ー リ ズ ム 部
 商工課、競輪事業課、農林水産課
 生活環境部
 市民課
 建設部
 公園緑地課

平成26年 3月28日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 山 本 一 成

同 高 森 克 史

監 査 報 告 書

1 監査の対象及び期間

ONSENツーリズム部農林水産課

監査期間 平成 25 年 4 月 3 日から平成 25 年 5 月 1 日まで

生活環境部 市民課、亀川出張所、朝日出張所、南部出張所

監査期間 平成 25 年 5 月 1 日から平成 25 年 6 月 3 日まで

建設部公園緑地課

監査期間 平成 25 年 10 月 8 日から平成 25 年 11 月 11 日まで

ONSENツーリズム部商工課

監査期間 平成 25 年 11 月 11 日から平成 25 年 12 月 19 日まで

ONSENツーリズム部競輪事業課

監査期間 平成 25 年 12 月 19 日から平成 26 年 2 月 25 日まで

2 監査を実施した委員

別府市監査委員 恵 良 寧

同 山 本 一 成

同 高 森 克 史

3 監査の方法

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定に留意し、監査時までの事務事業の運営及び財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類等を調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取して行った。

4 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

(農林水産課関係)

(1) 旅費について

旅費の計算及び複命書の起案決裁等もおおむね妥当であると認められたが、簿冊・ファイルの整理など文書管理について改善を図られたい。

(2) 報償費について

報償費の額の決定根拠が示されていないものが見られた。報償費の額の決定根拠となる定めがない場合には、金額の決定に係る経緯ないし検討過程を起案文書等の公文書上に明らかにするなど改善されたい。

(3) 委託料について

ア 造林関係委託事業については、平成 24 年 6 月 20 日付け大分県農林水産部森林整備室長からの通知等を踏まえ、大分県等他の実施主体の契約形態等の状況を十分に調査して、より透明性・競争性を確保した契約形態となるよう努められたい。

イ 随意契約はあくまでも競争入札の例外として認められるものであるので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用して随意契約を締結しようとする場合は、当該契約の目的、内容等に照らし、その妥当性を合理的に判断した上で随意契約の可否を検討されたい。

(4) 補助金について

ア 地方自治法第 232 条の 2 に規定されている「公益上の必要性」の判断に当たっては、補助金交付の目的、趣旨、効果及び経緯、補助対象事業の目的、性質及び状況、地方公共団体の財政状況など諸般の事情を総合的に考慮して判断する必要があることから、交付決定や額の確定を行う場合は、補助対象事業の内容や補助の必要性等についても十分に検証されたい。

イ 事業実績報告書は、補助対象事業の成果が補助金交付の目的、交付決定及びこれに付した条件に適合しているか否かを確認し、交付すべき補助金の額を確定する根拠となる重要な書類であるが、事業内容や支出内訳等が補助目的に合致したものであるか否かを判断できないものや、事業実績報告書を供覧したのみで額の確定作業を行っていないもの、申請時期が遅延しているもの等が認められた。

別府市補助金等交付規則等関係規定に基づき、適正な事務処理に努められたい。

ウ 補助金の交付に当たっては、別府市補助金等交付規則のみが根拠とされており、補助金交付の目的・交付の条件など具体的事項を定めた補助金交付要綱等が定められていないため、補助金額の算出根拠や対象経費の範囲等が不明確なものが見受けられた。

補助対象事業ごとに補助金交付要綱等を定めることについても検討されたい。

(5) 負担金について

別府市農業振興対策協議会の決算書は概括的であるので、資料の提示を求めるなどして負担金を支出している別府市としての管理業務のあり方を見直されたい。

(6) 工事について

ア 耕地災害復旧事業小坂地区災害復旧工事(1)において、「人工張芝（ネット）」が計上されているが、工事写真では施工状況を確認することができない。

イ 畝原作業道改修工事において、「機械小運搬」及び「散水工」の計上は不要であると思料される。

以上について、設計や工事の施工状況等を確認し適切に対処されたい。

(市民課関係)

(1) 郵便請求について

ア 戸籍に係る郵便請求については、システム上で入金情報が管理されているものの、金券等受理簿が作成されていなかった。郵便小為替等を受領した場合は、住民票に係る郵便請求の取扱いと同様に、別府市文書管理規程に基づく金券等受領簿を作成されたい。

イ 戸籍等の発行部数について、交付枚数と誤出力枚数等を含めた合計枚数の把握がなされていなかった。住民票の取扱いと同様に、総発行枚数とその内訳を確認した上で、発行管理を徹底されたい。

ウ 郵便請求に係る手数料収入事務について、歳入調定及び金融機関への払込みが遅延しているものが見受けられた。別府市会計事務規則に基づいて、郵便請求に係る手数料の調定日に関する取扱方法を整理し、適正な事務処理を行われたい。

(2) 印鑑登録事務について

ア 出張所において、代理申請の際に、保証人の署名・押印がないものや、別府市印鑑条例第4条第3項第1号に規定している「官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書」ではない証明書を本人確認資料として取り扱っていたものが見受けられた。別府市印鑑条例及び別府市印鑑条例施行規則等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

イ 市民課と各出張所において、取扱い等が異なるものが見受けられた。市民課と各出張所で事務処理に差異が生じないように、取扱いの統一化を図られたい。

(3) パスポート発行事務について

おおむね適正に処理されていると認められるが、現在、パスポート発行事務は、非常勤職員のみで行われている。

パスポートは、海外において日本人であることを証明するほぼ唯一の国籍証明書であり、保護要請の役割を果たす重要な公文書であることを考慮して、管理体制と責任の所在を明確化する必要がある。

事務分担上、職員を管理者として配置する等、事務管理の在り方を検討されたい。

(4) 手数料の収納について

ア 出張所において公的年金等の現況届のために記載事項証明の請求を受けた際に、手数料を徴収していた事例があった。別府市手数料条例第 6 条及び公的年金等の現況届の手数料免除に関する取扱要綱第 2 条の規定に基づき、適正な事務処理を行われたい。

イ 市民課及び出張所において、請求書に必要事項が記入されていないものが見受けられたので、請求書の受付時に記入漏れ等のないよう確認されたい。

(公園緑地課関係)

(1) 委託契約について

委託業務の契約について、同一施行すべきと思料される業務を分割して契約を締結しているものが見られ、契約締結に係る事務や業務監理、委託料の支払処理等において事務が煩雑化していると思料される。

別府市契約事務規則を遵守し、適正かつ公正な契約の実現を図るとともに、実行可能な業務については、一体的な契約を締結するなど契約方法の見直しを検討されたい。

(2) 工事請負契約について

契約金額 20 万円以内の工事請負契約において、同一施工すべきと思料される工事を同一時期に同一業者に対し、分割して契約を締結しているものが見受けられた。

別府市契約事務規則を遵守し、より適正かつ公正な契約を実現するために、契約方法等を検討されたい。

(3) 報償費について

ア 報償費の支出に関し、算定根拠等を定めた要綱等が作成されていないものについては、起案文書に支出金額の算定根拠等を明確に記載するなど、適正な事務処理に努められたい。

また、交付申請等に収受印のないものや交付決定の起案がないもの等も見受けられたので、事務処理にあたっては十分な確認精査を行われたい。

イ 公園愛護会報奨金

交付申請書の提出時期等に係る実際の事務処理が別府市公園愛護会報奨金交付要綱に基づいて行われておらず、要綱と実際の事務との間に齟齬が見受けられた。

当該事務の内容を整理し、要綱に基づいて事務を遂行するか、あるいは実際の事務に即した形に要綱を改めるなどを検討し、改善を図られたい。

(4) 備品管理について

今回現地調査した備品は、おおむね適正に管理がなされていたが、一部廃棄の手続が

なされておらず、備品管理台帳にそのまま登載されているものも見受けられた。

備品管理台帳と現物の照合を行うなど別府市物品取扱規則に基づき、適正な備品管理に努められたい。

(5) 公園使用料の収納事務について

別府公園文化ゾーンをビーコンプラザの大規模イベント開催時の臨時駐車場として使用するに当たっての使用許可及び使用料減免の取扱いに関し、以下の問題点が見られた。

ア 使用許可申請及び使用料減免申請を実際には駐車場の使用者ではない別府市観光課長が行っており、実際に駐車場として使用するイベント主催者及び当該イベント等の性質、内容等を考慮することなく、別府市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則に定められている使用料に係る減免規定を一律に適用して使用料を減免している。

主催者及びイベント等の性質・内容等を精査した上で、減免の可否を検討されたい。

イ 使用期間について、1年365日間使用するとして使用許可処分を行い、同様の前提で使用料を算定し、使用料を減免している。

使用許可及び減免を決定するに当たっては、使用者及び使用期間を特定した上で、その可否を決定されたい。

(6) 行政財産の使用許可について

一般社団法人別府市緑化協会に対し、別府市の「公の施設」（地方自治法第244条）であり、かつ、行政財産（地方自治法第238条第4項）である南立石公園みどりの相談所の一部について使用許可を行い、緑化協会はこれを「主たる事務所」としている。

別府市と緑化協会の会員各社は、委託業務等を発注・受注する関係にあること等を踏まえ、南立石公園みどりの相談所の管理の在り方を再考し、使用許可の妥当性を検討されたい。

(7) 工事の施工について

ア 工事において、特記仕様書に「排ガス対策型建設機械の使用」として、「受注者は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い監督員に提出するものとする」と定められ、また、「工事現場における現場代理人及び主任（監理）技術者の腕章着用」として、「着用状況の写真を必ず完成図書に添付すること」と定められているが、一部において写真が提出されていないものが見られた。

特記仕様書等の関係規定を遵守されたい。

また、上人ヶ浜公園張芝工事について、「土性改良」及び「砕土・整地」の設計で計上された回数の施工状況が写真で確認できなかったため、写真管理を指導されたい。

イ 小倉市有地整地工事について

小倉市有地を残土処理地として使用するに当たっては、関係部署と事前に十分検討協議した上で、基本的な将来計画に基づいた造成計画を立て、残土処理地として活用されたい。

なお、盛土法面勾配は規定勾配より急勾配の状況にある。暫定盛土であり、かつ、宅地造成等規制法の適用を受けないとはいえ、長期間にわたってこのような状態が続くことは危険であると思料されるので、供用開始までの間、杭、土石防護板、ロープ、立て札などによる安全対策を講じた上で早急に安全な構造に整備されたい。

(商工課関係)

(1) 使用料及び手数料の収納事務について

ア 別府市勤労者体育センター使用料

追加申請等の取扱いについて、使用者から当初提出されている使用申請書に追記することによって処理しているが、減免額の算定や電灯・コンセント等の追加使用分の記載がないため、使用状況の全体的な実態把握が困難であった。使用申請書又は受付台帳等によって全体的な使用状況を把握できるよう、事務の見直しを図られたい。

また、別府市勤労者体育センターの利用状況を見ると、「雇用保険の被保険者」の利用割合が少なく、一般の利用者による利用が大多数を占めている。

今後の施設の在り方について検討されたい。

イ 別府市竹細工伝統産業会館使用料

使用料の日計表には、観覧者数、観覧料の合計、使用された入場券の番号等の記載はなされていたが、使用済みの入場券綴りは照合後、廃棄されていた。使用済み入場券綴りは、観覧者数及び使用料の算定等の基礎となる資料であるので、関係公文書の保存期限と同様の取扱いが必要である。

また、入場券綴りについては、管理簿等による管理がなされていないので、事務の見直しを検討されたい。

ウ 別府市勤労者研修センター等使用料

別府市勤労者研修センターは、「勤労者等の福利厚生増進にかかわる研修、集会等に供する」ための「公の施設」であるが（別府市勤労者研修センターの設置及び管理に関する条例第1条・地方自治法第244条）、長年にわたって一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターと石垣西4丁目自治会に対して、行政財産の目的外使用の許可を行い、事実上、「長期かつ独占的な利用」（地方自治法第244条の2第2項）をさせている。

今後も勤労者研修センターを地方自治法第244条に規定する「公の施設」として存続させるか否かを含めて、勤労者研修センター自体の在り方について見直し

を図られたい。

(2) 財産収入について

ア 施設物件等貸付料（別府市竹細工伝統産業会館工芸機械貸付料）

申請書の借受期間や貸付決定欄、賃貸料欄等について、記載のないものが見受けられたので、関係規定に基づき適正に処理されたい。

イ 市有土地貸付料

(7) 貸付料の算定について、「建物」であるが、「土地」として算定されているものや、減免申請書の市記入欄の決定区分や決定理由等が未記入であるものが見受けられた。

(4) 別府市行政財産使用料減免規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定（「前各号のほか、特に必要があると認めるとき」）を適用して使用料を減免する場合は、その具体的根拠の記載が必要である。

(9) 行政財産の目的外使用の許可を行っているものについて、「使用料及び手数料」の歳入科目で取り扱うべきものを「財産収入」の費目として取り扱っているものが見受けられた。

以上のことについて、関係規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

(3) 工事請負契約について

20 万円以内の工事請負費の執行において、一体工事を 2 つの工事に分割して契約しているものがあつた。

別府市役所事務分掌規則は、「契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関すること」は建築住宅課の分掌事務としているが（第 11 条第 1 項・別表第 1）、当該工事請負費の予算執行事務を担当する商工課においても、契約方法について十分に監督されたい。

(4) 補助金及び負担金について

平成 23 年度に実施したテーマ監査での指摘について、関係団体等との協議を重ね、一定の成果が得られている状況も見られたが、一層の補助金事務の適正化を図るため、以下の点に留意されたい。

ア 補助金の交付に当たっては、地方自治法 232 条の 2 に規定されている「公益上の必要性」が認められなければならないが、実績報告書等の提出された書類のみでは、補助目的や補助金額の妥当性の確認が困難なものが見られた。

「公益上の必要性」や補助金額の妥当性を判断するために、補助金の目的や補助対象経費、補助率等を定めた補助金交付要綱を整備されたい。

イ 補助団体から提出された収支決算書等を確認したところ、内部留保金が発生している事例が見られた。

公益事業を継続して安定的に実施するためには、一定程度の内部留保の必要があるとも思料されるが、当面支障なく事業を実施できる程度にとどめるなど許容し得る内部留保の額に関する基準を定めるべきである。

また、実績報告に伴う額の確定に際しては、必要に応じて財務諸表等を確認し、資金の流れや資産等ストックの状況を確認することも必要である。特に、運営費の補助を行っている場合には、その発生の経緯や使途等を精査されたい。

ウ 研修費補助金のうち、提出された実績報告書のみでは、事業との関連性が確認できないものが見受けられた。補助対象団体から必要な書類の提出を求め、研修の効果を確認されたい。

(5) 工事の施工について

「公設地方卸売市場水産棟南側及び西側テント改修工事」について調査した結果、以下の事項について一部改善又は検討されたい。

ア 工事発注時の「工事概要説明」には、「現場代理人及び主任（監理）技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする」と定められているが、工事工程写真によっては一部確認できないものが見られたので、写真管理を指導されたい。

イ 「工事打合せ簿」により、「テント下部の納まり方」を地表より 30cm 上げた構造から下まで降りる構造に変更している件について、以下のとおり指摘する。

(7) 当初の設計図書と出来形が異なった場合は、出来形の確認及び将来の改修工事等のためにも出来形管理図を作成し、保管されたい。

(4) 「工事打合せ簿」の市の決裁は、「監督員」のみ決裁しているが、本件は先頭パイプの形状及びテントの大きさ等も当初の設計図書と異なっていることから、然るべき決裁権者まで決裁を受けられたい。

なお、別府市公共工事請負契約約款第 9 条第 2 項の規定に監督員の権限が定められているが、工事のより適正な監理を期すためにも書類の内容等によっては監督員のみ決裁でなく、しかるべき決裁権者による決裁を受けることを検討されたい。

(7) 工事内容が変更された場合は、変更の内容、規模等により変更契約を締結することを検討されたい。

ウ 工事の委託課である商工課と受託課である建築住宅課が、工事の目的、状況、要望等を事前に十分協議し、施行されたい。また、変更が生じた場合は、必要に応じて適宜、協議されたい。

(競輪事業課関係)

(1) 競輪事業の今後の在り方及び経営戦略について

別府競輪の今後の事業展開に関する中長期的な在り方及び経営戦略について、速やかに検討を開始されたい。

(2) 車券販売金、場外車券販売金受託収入及び的中車券の払戻金等の資金の管理について

ア 競輪場内における現金や鍵等の管理については、複数人でのチェック体制や金庫及び金庫室の鍵等の管理の分散等一人に集中しないようにされており、適切に行われているように見受けられた。

なお、多額の現金を取り扱うため、定期的な管理等の点検・見直しを行い、事故等の防止に今後も努められたい。

イ 平日払戻金の取扱いにおいて、安全性の観点から運用の見直しを検討されたい。

ウ 別府競輪場開催分及び他の競輪場開催分の未払金に係る預金通帳を会計年度等で区切ることなく出入金を継続しており、残金の内訳が把握できない。

定期的に残額の計数の照合及び確認を行われたい。

(3) 時間外勤務手当について

臨時執務員の時間外勤務手当の支給に当たり、時間外勤務に関する勤務命令及び当該勤務の確認に関する書類が一部整備されていなかった。正規の勤務時間以外のすべての勤務について関係書類を整備すべきである。

(4) 委託契約について

ア 委託業務の履行確認を行うに当たって、確認の基礎資料となる業務履行報告書等について、監査時に確認できない事例が見られた。業務履行報告書等については、適正な契約の履行を証するものであると同時に、当該業務の内容や効果等の検証を行うための有効な材料となるものである。別府市契約事務規則など関係規定に基づき、適切な履行確保の手続を行われたい。

イ 施設の管理業務や競輪開催に係る業務等、委託業務は多岐にわたっており、その契約数は相当数に上っている。年間を通じた業務の執行計画等により、関連した業務については一体的に契約ができると思料される事例も見られた。事務効率化の観点から可能なものについては、一体的な契約を行うよう検討されたい。

ウ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して随意契約を行っている事例が多く見られた。随意契約はあくまでも競争入札の例外として認められるものであるので、可能な限り競争性を有する契約を締結するよう努められたい。

エ 契約の相手方から契約書等を受領する場合には、貼付された収入印紙が印紙税法に定められた額であるか否かについて、十分に確認されたい。

オ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき、公益社団法人別府市シルバー人材センターと随意契約の方法により締結している委託業務について、別府市契約事務規則第 35 条第 2 項で定められている発注見通しや契約内容等の公表の取手が取られていない事例が見られた。関係規定に基づき適切に対処されたい。

カ 委託契約書において届出のない再委託の禁止を定めている業務について、書面による届出のないまま第三者に委託を行っている事例が見られた。再委託の範囲や責任の所在等を明らかにするため、書面による届出を行うよう指導されたい。

(5) 負担金・補助金について

別府市補助金等交付規則第 10 条第 1 項は、補助事業終了後、事業報告書等を受領したときは、「その内容を審査し、その報告に係る事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定」と規定されているが、事業報告書を供覧したのみで、交付すべき額の確定がなされていないものが見られた。

別府市補助金等交付規則に基づき、適正な事務の執行を行われたい。

(6) クオカードについて

競輪事業課から競輪事業に係る「広報用」・「営業用」として、市執行部関係者に交付されたクオカードに関し、配布先及び残枚数等の確認等を行われたい。

過去の開設記念競輪に係るクオカードが残されている場合は、今後、新たなデザインに塗り替えるなどして再利用を図るとともに、他の競輪場の施行者から受領したクオカードについても、管理簿等を作成し、適正に管理されたい。

併せてクオカード作成の必要性についても検討されたい。

(7) 意見交換会・競輪メディア関係者食事代・タクシーチケット等について

競輪事業の収益拡大を図るため、記念競輪開催の際に別府市職員と他の競輪場の施行者職員との意見交換会が開催され、競輪メディア関係者への食事やタクシーチケット等の提供が行われている。

このような経費支出の必要性について、費用対効果を踏まえた上で、見直しを行われたい。

(8) 旅費

競輪事業の場合、積極果敢に営業活動を展開することが別府市の財源確保に直結することから、旅費支出を過度に規制している現行の「競輪事業課旅費執行基準」の合理性

を根本的に検討すべきと思料する。

(9) 工事について

ア 別府競輪場第1・2駐車場路面改修工事（第1工区）において、「現場密度の測定及びアスファルト量抽出粒度分析試験」が実施されていない。

また、（第2工区）及び（第3工区）において、「現場密度の測定及びアスファルト量抽出粒度分析試験」の公的機関への試験申請書は保存されているが、試験書が添付されていないので、試験書を保存すべきである。

以上について、今後は適正な品質管理を実施することを検討されたい。

イ 「特記仕様書第10条」は、「現場代理人及び主任（監理）技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。

なお、着用状況の写真を必ず完成図書に添付すること」と定めているが、工事工程写真で一部確認ができないので、今後は写真管理を指導されたい。